

## 鳥取県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき 倉吉	倉吉市福庭町一丁目 225	平成24年2月29日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき 倉吉	倉吉市福庭町一丁目 225	平成24年2月29日